## 平成27年第1回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時:平成27年1月15日

午後1時00分~午後2時19分

場所:市民交流センター 梅竹の間

昭島市教育委員会

○委員長(紅林由紀子) それでは定刻となりましたので、ただいまから平成27年第1回 教育委員会定例会を開会いたします。

皆様、こんにちは。1月も月半ばとなってしまいましたけれども、あけまして おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。また、傍聴の皆様も 足もとのお悪い中、お越しいただきましてありがとうございます。

それでは、本日、中村教育福祉総合センター建設担当主幹から欠席の報告をいただいております。

まず、本日の日程ですが、お手元に配布のとおりでございます。

初めに前回の会議録の署名についてでありますが、すでに調整を終わり、署名 も得ておりますのでご了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員でありますが、 2番の寺村委員と1番の私、紅林でございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、日程4、教育長の報告をお願いします。

○教育長(木戸義夫) 私のほうから中央教育審議会の答申内容についてご報告をいたします。

昨年10月16日の教育委員会で、中央教育審議会が小中一貫校の制度化に向けた議論を進めるというようなお話をさせていただきましたが、その12月22日にそれについての答申が提出されましたので、答申の中心的な事項であります「小中一貫教育の制度設計の基本的方向性」ということについてご報告をさせていただきます。

まず、小中一貫教育の制度化の目的は、一体的な組織体制のもと9年間一貫した系統的な教育課程を編成できる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。これが目的となっております。これによって小中一貫教育の優れた取り組みの全国展開と、既存の小中学校における小中学校、小中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質向上が期待されるということであります。

小中一貫教育は、各地域の主体的な取り組みによって多様な形で発展してきた 経緯に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取り組みを可能とすることが必要である ことから、次の2つの形態を制度化すべきであると提言をしております。

その1つは、「小中一貫教育学校」、これは仮称です、一人の校長のもと、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置づける。また2つ目として、「小中一貫型小学校・中学校」これも仮称です。独立した小中学校が小中一貫教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする、この2つであります。

小中一貫型小学校・中学校においては、9年間の教育目標の明確化、9年間一貫した教育課程の編成・実施とともに、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当である。小中一貫教育学校については、既存の小中学校と同様に市町村の学校設置義務の履行対象とするとともに就学指定の対象とし、市町村立の場合、入学選抜は実施しないこととすべきである。

小中一貫教育学校を小学校段階を終えたのち、希望する場合には他の学校への 転校が円滑に行われるよう配慮することも必要であり、小中一貫教育学校の修業 年限の9年間を小学校段階と中学校段階の2つの課程に区分し、6学年終了の翌 年度から中学校等への入学を認めるべきである。

小中一貫教育学校においては、原則として小中学校教員免許状を併有した教員を配置することとするが、当面は小学校教員免許状で小学校課程、中学校教員免許状で中学校過程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進すべきである。

小中一貫教育学校及び小中一貫型小学校・中学校においては現行の小中学校の 学習指導要領に基づくことを基本としたうえで、独自教科の設定、指導内容の入 れ替え、移行など一定の範囲で教育課程の特例を認めるべきである。

小中一貫教育学校及び小中一貫型小学校・中学校においては、小中学校学習指導要領における内容項目をすべて取り扱う形で教育が行われるものであり、小中学校とこれらの学校が併存することで義務教育の機会均等が果たされなくなる事態は想定されない。

小中一貫教育を全域実施するか一部実施するかなど、導入の形態については児童生徒の実態や地域、保護者のニーズを踏まえ、設置者が適切に判断すべきである。

これが制度設計の基本的な方向であります。文部科学省としては答申の文部科学大臣のコメントですが、答申のご提言をしっかりと受け止めて、必要な法律や省令等の整備に尽力、迅速に取り組むとともに、関係施策の推進に全力で取り組んでまいります、このようなコメントをしております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認は今回ありませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして質疑ならびにご意 見はございませんでしょうか。

小中一貫教育の制度化ということについての中教審の答申が提出されたということでその概要についてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

- ○教育長(木戸義夫) この後の校長先生とのお話合いの中で一貫教育について取り上げていますので、そこのところで詳しくいろいろ現場の声も聞けばいいと思いますので。
- ○委員(小林和子) 感想なんですが、それぞれの小中一貫の学校と、独立した小中一貫型のそれぞれのよさがありますから、今回のように2本立てというんですか、1本に絞らないでという感じでいくのもいいのかなと。前提に地域の特性を踏まえて、講じてとかそういうことがありますから、長年、小中一貫学校でずっときている地域はそれでいいでしょうし、それぞれ小学校6年間の年齢差があって、小さい子を6年生がいたわるとかいろんなそういう面のよさもありますから、そういうことでその地域や保護者や子供たちと実態に応じてというようなことで2本

立てで選べる感じでいくのもいいのかなという、そういう感想です。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ほかに、何かこの時点でご質問やご感想なりありましたら。

それでは、ただいま教育長からお話がありましたように、本日この定例会ののちに、校長先生方と子の小中連携あるいは一貫教育につきましては校長先生方とも懇談の時間がございますので、またそこでいろいろと先生方のご意見も伺いながら私どもも質問させていただいたり、意見を言わせていただいたりしたいと思いますので。それでは、この件はこの辺で終わりたいと思います。

続きまして、日程5、議事に移ります。議案第1号「第2次昭島市教育振興基本計画の策定について」説明をお願いします。

○指導課長(宇都宮聡) 議案第1号「第2次昭島市教育振興基本計画の策定について」 提案をさせていただきます。

提案に入る前に、まず誤字の訂正をお願いいたします。17 ページのプラン2、1「人権教育の推進」のところの真ん中の1になります概要のところで、「毎年テーマを定め、委員会で検討し、各学校で実践します」の「各」が誤植をしておりましたので訂正方よろしくお願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきたいと思います。教育基本法の17条の2項に基づきまして、国の「教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン」を踏まえまして、市の実情に応じた教育振興のための施策に関して、総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画でございます。また、本計画は、平成23年3月に策定されました「第五次昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)」に示す将来都市像(まちづくりの目標)「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市あきしま~人も元気 まちも元気 緑も元気~(平成23年度から平成32年度)」を実現するための学校教育分野及び生涯学習における計画であり、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置づけられます。

また、生涯学習におきましては、別途策定しております「あきしま学びぷらん (第2次昭島市生涯学習推進計画)」との関連を図りながら、その事業の実現に取り組んでまいるということになります。また、教育委員会は本計画を基本といたしまして、今後計画的に主要事業の実現に取り組むことになります。

今、申し上げましたとおり今期計画につきましては、第五次昭島市総合基本計画を今期計画といたしております。計画期間でございますが、昭島市の総合基本計画の計画期間との整合をさせるために平成 27 年度から平成 32 年度の 6 カ年を計画期間としております。策定の柱ですけれども、現在の計画の柱に従いまして「プラン1」から「プラン5」ということで策定をしております。策定の委員会でございますが、教育振興計画策定員会ということで、学校教育、生涯学習の各部課長をもって組織し検討してまいりました。

経過でございます。8月14日に第1回基本策定委員会を開きまして、策定の概要説明を行いました。引き続き10月10日に第2回の策定委員会を開き、第1回の原稿の校正を行いました。10月16日に定例教育委員会において協議をしていただきました。11月17日から12月16日までの間、パブリックコメントを校長

会、副校長会、社会教育委員会等々関係機関からの意見聴取等を行いました。12月18日の定例教育委員会において、このパブリックコメントについてご報告をさせていただいたところです。そして、1月9日に第3回の策定委員会を開きまして最終校正を行い、本日議案の提出となったということでございます。

では、パブリックコメントまでをご説明しておりますので、パブリックコメントについてご説明をさせていただきたいと思います。39ページをお開きください。広く意見を求めるということで、4名の方から28件についてご質疑をいただきました。その中で、まず、いただいた意見を検討させていただきまして、下線部分で、この項目について回答できることについては回答させていただいております。また、【本文修正】としておりますけれども、本文のほうで修正したものについては、【本文修正】というふうに記載させていただいているところでございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

議案第1号について事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、ご 意見、ご要望などお受けいたします。

議案でございますので、この後にお諮りすることになりますので、今の時点で ご質問やご意見などございましたら、ぜひお願いいたします。

一つ教えていただきたいんですけれども、本日ここで議案といたしまして決し た後の動きとしてはどんな感じになりますか。

- ○指導課長(宇都宮聡) この後におきましては校長会、副校長会、それから各関係、公 民館とか社会教育委員とか、そういった方々に冊子をお配りして、パブリックコ メントもいただいておりますのでご説明させていただくことになります。その後、 3月第1回市議会定例会の中で会期中の中で議会のほうに提出させていただき、 4月1日から実施ということになります。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。ありがとうございました。 小林委員、お願いします。
- ○委員(小林和子) 意見ということではなくて、全体的に、大事な項目がみんな押さえられて大変いい計画ができていると思いますので、今後実施にあたって、また具体的なところでその都度、その年ごとの計画も出ると思いますけれども、これでぜひ進めていただきたいと思います。

特に私は拝見して、やはりいつもお話ししていることですが、学校の体験活動など、やはり子供たちが大きくなって、よくクラス会などで話が出ても、勉強のことはそんなに覚えていない、自然に普通になんとなく覚えてきたけれども、話が出るのは、やはり自分たちがいろいろ体験した、遠足に行ったとか宿泊で行事に行ったとか、あるいは友達といろんな活動をして、それが成功をした失敗した、必ずしもすべてよいことではなくて、宿泊行事等で行った先で悪天候に辛い思いをしたとか、そういうのも振り返って自然の脅威を感じて、それはそれなりにい

い体験だったという話がありますし、ということで、やはり普段ももちろん学力 重視のそういうことも大事ですけれど、それ以上に子供たちを心身を鍛錬して育 むのは、やはり日常の体験、それから違ったところでの体験とか活動とか、そう いうもののほうがより大きく子供たちを育むことになるのではないかと思います ので、今後実施していく際に、また体験活動など、ここに出ていますいろいろ計 画を立てる、検討していくということが書いてありますから、ぜひそういうこと を実施していただきたいなというふうに思います。

あともう1点、外国語活動の重視ということもありましたけれども、今、昭島もいろんな面でやっていますが、特にALTは大事だと思いますので、今後もぜひいいALTの先生を採用していただくというか、そういうふうにして子供たちがより外国語活動が進むようにお願いしたいなというふうに思います。

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

パブリックコメントも非常にたくさんお寄せいただいてありがたいことだなというふうに感じました。特に気がつかなかった観点などにも、いろいろご意見いただいたことで気づくことができて、とてもありがたいことだなというふうに、このパブリックコメントを見て私は感じました。

その中で、いろいろな生涯学習分野の、今現在、近現代史についての書物など発刊していただいていますけれども、今後そういった昭島の植物とかアキシマクジラとか、そういう点も自然史的な部分もやっていったらどうかというご提言も確かにそうだなというふうに感じましたので、今後またその辺を検討していただければというふうに思います。

それから1点、パブリックコメントの1にあたります「政策指標」について、パブリックコメントに対してコメントをいただいていますけれども、私もぱっと見たときに、この政策指標が、すでに目標値を現状値が達してしまっている数値もあって、ちょっと見たときにあれっというふうにも感じた部分もあるんですが、この部分を説明していただければと思うんですけれども。

○指導課長(宇都宮聡) 政策指標についてのご質問だと思います。36ページ、37ページでありますけれども、ここの目標値というものが第五次総合基本計画の中で平成23年度に策定している数値でありますので、これを変えるということになりますと、逆に五次総合基本計画のほうを変えるということになってしまいますので、数値目標としてはあくまでもここにおいておきますけれども、現状値の中で毎年度毎年度向上していくように努力していき、そして評価点検のところで毎年度の反省と次年度の目標ということで、細かいものを達成していきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

こういう中では、前に立てた市自体の計画数値を変えるわけにはいかないので、 ここにはこういう形で載っているということですね。逆に言えば、そんなに早く 達成してしまったということになるのかなというふうに思ったんですけれども。 よく理解できました。

あと、もう1点、パブリックコメントの中にありました、本文では14ページに なります、パブリックコメントのナンバーでは7番になります、読書傾向の分析 という点について、図書の購入ということに関して読書傾向の分析をしていくと いうことでこの本文にもそのように反映していただいていますけれども、私は学 校の図書室で夏休みの貸し出しボランティアとかやることがあるんですけれども、 子供たちが、自分が本がいっぱいありすぎて、特に低学年の子供たちなんかは、 どれが自分が読みたい本なのかわからないのでふらふらしているということが結 構あるんですよね。そういったときに、今とても子供たちに、この年代の子に人 気の本はこれだよとか、こういう本を読んでいるとこういう本も面白いと思うよ みたいなお薦めができると、ちょっととっつきやすいかなというような気もして、 よくアマゾン・コムとかありますよね、アマゾン・コムで何か本を買うと、次々 とあなたにはこれがお薦めですみたいなふうにどんどん提示されて、そういうも のを見ると、確かにこれも面白そうだな読んでみようかなみたいな、次に手が出 るというところもあるので、そういった意味での分析というのもあり得るんじゃ ないかなというふうに、これはこれで結構なんですけれども、そういった活かし 方みたいなものもあるんじゃないかなというふうに、どれがよくてどれが悪いと いう意味ではなく、こういうのが好きな子だったらこれも好きだよとか、今、は やっているのはこの本だよとか、そういった意味でうまく読書傾向のマーケティ ング的なともいいましょうか、そういったふうにうまく使ってもいいんじゃない かなというふうに私はここを見て感じました。

- ○指導課長(宇都宮聡) これに関しては、読ませたい本と、子供たちが読みたい本というのはやっぱりちょっと違うところがありますので、学校現場にいますと、自分の学校の子供たちがどういう本を貸出ししてどういう本を読みたがっているかというのはつかめるんですが、それが例えば全市的にどうなのかとかそういったことを分析をしながら、いろんな学校での図書交流などの方向性に活かしたり、この本は昭島の子供たちにはぜひ読ませたい本だというのを紹介したり、いま委員長がおっしゃったような活用方法は多々あると思いますので、今後この計画に従って推進してまいりたいと思います。
- ○委員長(紅林由紀子) そうですね。読ませたい本を子供が読むかというとそれはちょっと難しい問題だと思うんですけれども、曲り曲がってそこに回り道しながらそこにたどりつくということも結構あること思いますので、あるということは大事ですよね、そこに読ませたい本があるということ、読ませるのではなく、だと思いますので、うまく活用していただければというふうに思いました。あとは、ほかに何かございますでしょうか。
- ○委員(寺村豊通) 26ページの情報教育というところの6番の、真ん中に「タブレット端末の活用」というのがあるんですけれども、これは27年度から検証して29年度から実施となっていますけれども、タブレット端末を活用して、将来的には、例えば教科書を持ち歩かないでタブレットを開いて授業を受けるというようなと

ころまでいくのかどうなのかなというふうに疑問に思ったんですけれども。

- ○統括指導主事(稲富泰輝) タブレット端末については検証をし始めているところでございますが、子供が持つデジタル教科書について報道がされた時期がございます。これは総務省が管轄しまして予算がつけばということを以前言っていたものですが、そちらは全国10校で検証をし始めて、その結果がこれから出るところでございますので、その動向も踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。ちょっとそれについての情報が国から下りてきていないものですから、またわかったところでお示ししていきたいと考えています。
- ○委員長(紅林由紀子) まだまだ見えない部分も多いということで。 ほかにはいかがでしょうか。

あと、もう1点。28ページのキャリア教育なんですけれども、直していただくほどのことではないと思うんですが、上から3番目の「受入事業所の確保・拡大」ということでこれ自体は大切な件だと思うんですが、「自分の将来の夢に近い」という言葉が入っているんですけれども、これは受け取り方が人それぞれなので、私の感想としましては、必ずしも将来の夢に近くなくていいんじゃないかというふうに思うところであります。というのは、全然違うところで経験することによって自分の思っているようなところを違う側面から見ることもできますし、例えばサッカー選手になりたいとか、お医者さんになりたいとかいろいろみんな夢があると思うんですけれども、必ずしも近くあるよりは、むしろいろいろな職業の現場を知るということが一番大事なことなんじゃないかなというふうに私は感じますので、それはいかがでしょうか。

- ○指導課長(宇都宮聡) これはキャリア教育とリンクしてくる中身になろうかというふうに思いますけれども、職場体験については、中学校2年生で全部の生徒がやるわけですけれども、やはりここには高校への入学選抜というところの視野もありますので、もう一つは子供たちのモチベーション、気持ちの問題もあって、やっぱり自分の夢に近いところの職場を見せることによって、次の希望につなげたいというのがあります。今、委員長がおっしゃったものについては中学校1年生でも小学生でも職場訪問という形でいろんな職種を見ていったり商店街を見ていったりということを考えておりますので、そのトータル計画の中で中学校2年生の職場体験、夢に近いところというような文言を一言入れているところでございます。
- ○委員長(紅林由紀子) わかりました。高校というところを視野に入れるとそういうことになるのかもしれないですね。実際に働くということを体験させるという意味では私はどういう職場でもいいんじゃないかなというふうに思っているところがありますので。事業所が拡大すること自体はすごく大事なことだと思いますので、この計画自体はこのとおりでお願いしたいと思うんですけれども、そこの部分がちょっと私は感じていることがちょっと違うということでございます。でも、計画自体は拡大・確保という意味では全くこのとおりで結構だと思います。

- ○委員(石川隆俊) 職場体験というのは、いずれ自分が世の中に出たときに、いろんな 形で大人たちが働いているということをあらかじめ見るというんですか、こんな ようにして人間は生きているんだということを子供に見せるということ。
- ○委員長(紅林由紀子) 自分が体験するということですね、実際に。
- ○委員(石川隆俊) 体験して、いろんな形で人は生きているんだということを子供たち に見てもらう。
- ○委員長(紅林由紀子) いかがでしょうか、職場体験というものがどういうものである かということです。
- ○指導主事(須田健太郎) 生きていくという部分もあるかと思うんですが、主に働くというところを実際に体験していろいろと考えていくというのが一番大きな目的になるかと思って考えています。
- ○委員 (石川隆俊) あと、私は古い教育を受けた人間で、こういうふうな至れり尽くせりのプロポーザル、あるいは情報を提供してもらったら、子供たちは十分に自分の将来を考えることができると思うんですけれども、先ほど夢という話が出たんですけれども、夢というのはなかなか難しいもので、例えばサッカーの選手とか、ちょっとばかり難しい職業もあると思うんですが、子供たちはそういうものに憧れるんですよね。私の孫は小学校2年かそこいらなんですけれどもサッカーに夢中なんですね。ひょっとするとテレビに出られるような人になれるかと思っているんですけれども、もちろんそんなことは普通は不可能なことですから、そんなのはやめたほうがいいと私は言えませんけれども、小さい時の夢とだんだんだんだん大きくなってくると夢というものが変わってきて、もっと現実的になってくるんですね。おそらく小学校の5・6年になってくると自分の能力とか事情からみてこれはちょっと難しいとか、そういうことがわかってくる時期と思うのでね、非常に夢というのは難しいと思うんですね。大きく持てばいいというものでもないですしあまり先にそれは無理だと言ってもいけないし、その辺は本当に悩ましいと思うんですね。
- ○委員長(紅林由紀子) そうですね。本当に私も悩ましいなというふうに感じております。そういった中で、この中学2年生の職場体験というのはどういった位置づけになると考えたらよろしいでしょうか。
- ○指導課長(宇都宮聡) 今お話にあったのは、夢を持てる子供たちの話だと思います。 このキャリア教育で考えなければいけないのは、夢を持てない子供たちに、いか に夢を持たせるかということに主眼を置いています。したがいまして、将来何を やりたいのと言うと、「フリーター」とか「別に」とかそういう回答をする子供た ちが多い中で、何がしかの夢を持てるような子供たちを育てたいということがあ り、今、石川委員のほうからご指摘がありました、次の働くということとか、勤

労観みたいなものについての、次のステップにもっていかなきゃならないもので、これについては中学校2年生だけでできるものではありませんので、小学校の段階から少しずついろんな発達段階に応じて手を打って、最終的に夢が持てるような子供たちを育てていきたいというのがこのキャリア教育の流れかなというふうに考えております。

- ○委員(石川隆俊) 今伺って、子供たちが将来何をやろうかということに、むしろどうでもいいという人もいるというふうに聞いて、確かにそうかなと今びっくりしましたですね。子供のうちからそれでは、まことに困りますね。
- ○委員長(紅林由紀子) というわけで、そういったキャリア教育があるということでご ざいますね。

ありがとうございました。よろしいですか、この件につきましては。

それでは、ほかにないようですので、非常に今回とても細かく幅広くきめ細かくいろいろな計画を立てていただきました。そして、細かくいろいろな方面からのパブリックコメントもいただいて、それに対しての返答というか直すべきところは直してという形でしていただいたので、私は大変結構なんじゃないかなというふうに思います。

個人的には 13 ページの 1 の(5)「子供と触れ合う時間の確保」というところがございますけれども、ここのところをこのように形としてしっかりと文章として載せていただいたことが本当にいいことだなというふうに思いますし、ぜひこれを、難しいことだと思いますけれどもしっかりと実施していただければなというふうに思います。すべての計画がそうですけれども、計画を立てたことから始まるということで、ぜひ実行に向けてまたきめ細かな計画をお願いしたいと思います。

ということで、ほかにご質問やご意見がないようでしたらお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、本件は原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) では、ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおりに決しました。 それでは、今後どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する 規則」について説明をお願いいたします。

○指導課長(宇都宮聡) 議案第2号「昭島市公立学校学区に関する規則の一部を改正する 規則」について、提案理由並びに概要についてご説明をいたします。

本件は平成27年4月から拝島第一小学校と拝島第四小学校を統合するにあたりまして、平成26年11月13日木曜日に開催されました、第7回拝島第一小学校・拝島第四小学校統合準備委員会におきまして、校名は「拝島第一小学校」とし、校歌、校章についても拝島第一小学校のものを引き継ぐという合意が得られたために提案をするものでございます。

内容についてご説明いたします。新旧対照表もあわせてご覧ください。統合校の通学区域についてでございますが、現在の拝島第一小学校と拝島第四小学校の学区を合わせたものになります。地図をご覧ください。地図におきまして太線に囲まれた部分が統合後の学区域ということになっております。附則といたしましては施行日を平成27年4月1日と定めております。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますがご審議よろしくお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合ということで、学区が1ページのこのようになるということでございますが。

昭島市において初めての統合でございますのでいろいろとご苦労も多かったと 思いますけれども。特に現時点で何か課題として残されていることとか何かござ いますか。

- ○委員(小林和子) 今回この統合によって、かなり学区が広くなるかと思いますので、子供たちの安全な登下校とかそういう面に関して、今も昭島市は子供たちの見守りということでやっていますけれども、さらにこの地域の方たちは古くから熱心な地域でもありますから当然やってくださるとは思いますが、学校と地域と一層連携を取って子供たちの安全な登下校生活ということをご協力をお願いしたいなというふうに思います。
- ○指導課長(宇都宮聡) ただいまご指摘いただいた件につきましては、まず一つ目といたしましては、この学区域の中に、3月までの間に10台の防犯カメラを通学路に設置をいたします。あわせて3名の交通安全監視員というのを配置をいたしまして、登校の時間と下校の時間に統合準備委員会で検討していただきました主要箇所について立って安全指導をしていただくというようなことをお話をさせていただいております。また、ウィズユース等々とも話をして、できるだけ見守り活動を、この1年が子供たちにとって不安等々がある年度でございますので、ぜひご協力をいただいてということで統合準備委員の皆様のほうからも依頼をされているところでございます。

以上でございます。

- ○委員長(紅林由紀子) ほかには何かございますでしょうか。 寺村委員お願いします。
- ○委員(寺村豊通) この今回の統合でこの地図を見るとかなり広い学区になっていますけれども、昭島市の中での子の学区の広さというのはどのくらいに位置するところなんですかね。一番広いといってもいいくらいなのか。わからなければいいんですけれども。
- ○委員長(紅林由紀子) 通学する子供が一番長くてどのぐらいの時間で通えるかですか。

- ○指導課長(宇都宮聡) ここの範囲で言いますと、中心にある拝島第一小学校に統合ということになっていて、一番遠い子でも20分かからないで登校できる範囲になります。おそらく下のほうの多摩川近くが遠いかなと思うんですけれども、ここには子供がいませんので、この辺に集まっていますので、そんなに通学に支障をきたすということはありません。一応、文科省の規定でいくと30分で登校できるということで、この1月に改正がありますけれども、30分以内ということで子供たちは通えるかなということです。
- ○委員長(紅林由紀子) ほかにはいかがでしょうか。

今後、解決していかなければいけない課題など何かございますか。ここで校名、 校歌など決まったということでよかったなと思うんですけれども。

- ○指導課長(宇都宮聡) 一番は、2つの学校が統合して一つの学校になるということが一番の課題です。目的が子供たちの教育環境を整えるということが目的で統合しているわけですので、4月の開校から子供たちが不安なく過ごして統合の学校になってよかったなと思えるような教育活動を組んでいくことが一番の課題だなというふうに思っております。そのために今、両校の教員、校長、副校長をはじめとして集まって新年度からの教育課程について編成をしているところであります。以上です。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

実際にそういう不安なくという部分で、教育課程は今ご説明いただいたように 両校の先生方が考えていただいているということですけれども、そういった不安 の解消といった意味で、今まで拝島四小にメンタルフレンド・ティーチャー、そ ういったような方は引き続き入られるんですか。

- ○指導課長(宇都宮聡) メンタルフレンドは引き続き配置をしてまいります。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

そういった意味では、子供の心のこういった変化を見逃さずにきめ細かくぜひ 見ていただきたいというふうに思います。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようですのでお諮りしたいと思います。それでは、本件は原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- ○委員長(紅林由紀子) ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおりに決しました。 それでは、いよいよ4月からの統合に向けてよろしくお願いいたします。 これで議案の審議が終わりました。次に、協議事項に移ります。協議事項1「昭 島市立学校設置条例の一部を改正する条例」について説明をお願いします。
- ○庶務課長(栁 雅司) 協議事項1「昭島市立学校設置条例の一部を改正する条例」に

ついてご説明させていただきます。

本条例は拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合に伴い、統合後の校名を「拝島第一小学校」としたことから条例改正を行うもので、附則におきまして、本年4月1日を施行日としております。また、本件につきましては2月26日から開催される平成27年第1回昭島市議会定例会に議案として提案を予定するものでございます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。これは先ほどの統合にあわせての改正ということですね。

特にこれについてはよろしいですね。それでは、以上で協議事項1を終わります。

続きまして、協議事項2「昭島市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例」について説明をお願いします。

○庶務課長(栁 雅司) 協議事項2「昭島市立学校施設設備使用条例の一部を改正する 条例」についてご説明させていただきます。

本条例は、拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合に伴い、拝島第四小学校が昭島市立学校の施設でなくなることから条例改正を行うもので、あわせて第4条及び第8条で文言整理をいたすものでございます。なお附則におきまして、施行期日を本年4月1日とし、経過措置として「統合後の拝島第四小学校の施設設備の使用については、当分の間、なお従前の例により」としまして今までどおり施設の使用を継続いたすもので、平成27年第1回昭島市議会定例会に議案として提案を予定するものでございます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。 これは学校名としてここからなくなるのはわかるんですけれども、これは引き続き施設としては貸し出し、使用はできるということで、それはいつまでとかそういうことは、ここから何もなくなっても支障はないということなんでしょうか。

- ○庶務課長(栁 雅司) 学校施設として使用している間につきましては、学校教育に支障のない範囲、放課後であるとか土曜日・日曜日に、校庭や体育館を貸し出ししておりました。学校施設でなくなる4月1日以降につきましても、期間につきましては暫定利用ということで次の利用が決まるまで、それまでの間は同じように貸し出しをするという予定でございます。その使用にあたっては今ある昭島市立学校施設設備使用条例の使用を準用するというそういう規定でございます。
- ○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。ということは、学校がない時間も借り ようと思えば借りることができるとかそういうことになるわけですか。
- ○生涯学習部長(伊東一彦) 今、庶務課長が申し上げましたように、拝島第四小学校を

今後どうするかということは市の方針でもまだ決まっておりません。方針が決定るまでは暫定的に、現状での貸し出しを予定しております。これまで学校に支障がない範囲で、平日の夜間の体育館と夜間照明のついた校庭、休日等の体育館と校庭をこれまで通り貸し出す予定です。廃校後の平日の昼間の貸し出しについては、どのぐらいの貸し出しの状況があるかわかりませんので、当面は今の状況をそのまま継続をして、皆様の意見等あれば今後拡大をしていくかどうか検討して行きます。

- ○委員長(紅林由紀子) わかりました。すみません、不勉強で申しわけないんですけれ ども借りたいときはどこに申請すればいいのですか。
- ○生涯学習部長(伊東一彦) これまでは学校で申し込んでいただいておりましたが、今後はスポーツ振興課への申し込みを考えています。
- ○委員長(紅林由紀子) それは使用者の方には、それはどこに行けば申し込めるという ことはわかるような形には何か明示されるわけですか。
- ○生涯学習部長(伊東一彦) 決定をすれば、今後ホームページや広報等で周知をしてま いりたいと考えております。
- ○委員長(紅林由紀子) ということだそうです。

この件につきましてはよろしいですか。何もご質問やご意見がないようですから協議事項2は終わりたいと思います。では、終わります。

続きまして、協議事項3「昭島市都市公園条例の一部を改正する条例」について説明をお願いします。

○スポーツ振興課長(武藤 茂) 協議事項3「昭島市都市公園条例の一部を改正する条 例」について、内容についてご説明を申し上げます。

本条例内にございます、昭島市立拝島公園の水泳プールにつきましては、昭和53年に設置をいたしまして35年を経過し、利用者の減少及び老朽化等に伴い廃止をいたします。その廃止に伴い昭島市都市公園条例の一部を改正いたします。

恐れ入りますが、2枚目の参考資料の新旧対照表をご覧ください。別表第1の「有料公園の種別又は名称」の水泳プールの覧にございます、「昭島市立多摩川緑地くじら運動公園」、「昭島市立拝島公園」を「多摩川緑地くじら運動公園」にし、「昭島市立拝島公園」を削除いたしました。

続きまして、別表 2 (4) ウの「昭島市立多摩川緑地くじら運動公園」及び「昭島市立拝島公園プール」とあるものを「昭島市立多摩川緑地くじら運動公園の水泳プール」と改めました。

恐れ入りますが1枚目をご覧ください。本条例の施行期日につきましては平成27年4月1日とし、関係条例であります「昭島市障害者の利用に係る公の施設等の使用料の免除に関する条例」についても同一の施行とし、その内容については下の別表中に表記させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

なお、第1回定例会に昭島市議会に議案として提出を予定しております。よろ しくお願いします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

この件につきまして何かご質問やご意見などございますでしょうか。

拝島公園の水泳プールの廃止に伴う改正ということでございます。特にはよろ しいですか。

これは、この地区の方々は近隣の方は利用されている方もいらっしゃったと思うんですけど、そういう方に対して何か説明はもうされたと思いますが、何か利用できる、市民プールまで来ていただく感じになるんですか。

- ○スポーツ振興課長(武藤 茂) 現在検討させていただいている内容につきましては、 拝島第一小学校のプールを夏休み期間中、学校プールもございますので、おおむ ね1週間程度ということで考えておりますが、そちらのほうで代替えのプールと いうことで当面実施していこうという形で計画をさせていただいております。
- ○委員長(紅林由紀子) わかりました。ありがとうございました。 そういった場合は、そこに監視員というか安全の確保のための方はつくという 感じなんですか。
- ○スポーツ振興課長(武藤 茂) こちらのほうの運営方法につきましては、業者のほう に委託を考えています。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。ありがとうございました。 ということだそうでございます。ではこの件は特によろしいですか。 それでは、ないようですので、以上で協議事項を終わります。それではよろし くお願いいたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項1「昭島市実施計画 (平成27年度~29年度)〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○庶務課長(栁 雅司) 報告事項1「昭島市実施計画(平成27年度~平成29年度)〈教育委員会関係〉について」ご説明させていただきます。

平成 27 年度から平成 29 年度までの昭島市実施計画につきましては、12 月 15 日に開催された市議会全員協議会におきまして議会に報告をさせていただいたもので、そのうち、お手元の報告資料 1 は教育委員会関係を抜粋したものでございます。

本計画作成の目的は、平成23年度から10年間を計画期間とする第五次昭島市総合基本計画の着実な推進を図るため策定するもので、平成27年度から3カ年の施設計画事業を中心に事業量を示したものでございます。

2ページから5ページにつきましては、学校教育部関係、6ページから9ページにつきましては生涯学習部関係になっておりますので、学校教育部関係については私から、生涯学習部関係については社会教育課長から説明を申し上げます。

それでは、学校教育部関係について説明させていただきます。

2ページ目の冒頭、3「未来を育む あきしま(教育・文化・スポーツの充実)」 でございますが、総合基本計画の大きな6つの基本的施策の大綱の一つとなって おります。

それでは、3カ年の事業計画について2ページの下段から事業名の順に、新規 搭載事業を中心に説明いたします。

まず、新規に搭載いたしました「東小学校便所改修工事」でございます。次のページに続く便所改修工事は、1校が2カ年で改修を行い、毎年度1校が新たに着手する計画となっております。

次に3ページの上段から5行目、「田中小学校校舎・体育館外壁改修工事」、3 行下の「拝島第三小学校校舎・体育館屋上防水及び太陽光発電設備設置工事」、また、4行下の「拝島第三小学校除湿温度保持機能復旧工事」につきましては老朽化に伴うもので、新たに設計費を計上いたしました。

3ページの下から4ページ上段の、「プール改修工事」につきましては富士見丘 小学校、玉川小学校、拝島第一小学校を新規に登載いたしました。

4ページ中段の「給食配膳用昇降機改修工事」につきましては、瑞雲中学校を 新規に登載し、毎年1校を実施いたす計画でございます。

「拝島第二小学校教室改修工事」につきましては、平成28年度に普通教室が不足する見込みであることから1階西側の放送室と相談室を普通教室に改修するものでございます。

「運動場芝生化工事」につきましては、東小学校を平成27年度設計、28年度工事、拝島第一小学校を平成27年度工事として新規に登載いたしました。

5ページの「中学校コンピュータ教室機器等更新事業」につきましては、中学校コンピュータ教室の機器をタブレット端末に入れ替えるもので、新規に登載いたしました。

3行下の「土曜日等学習支援事業」につきましては、土曜日、放課後、長期休業期間の補習が実施できるよう補習指導員を配置し、児童生徒の基礎学力の定着・習熟を図るもので、平成27年度から実施を計画しています。

「知的固定学級開設事業」につきましては、中学校 1 校の平成 29 年度の開設を 計画するものでございます。

「学校給食共同調理場施設整備事業」につきましては、第一調理室の屋根等の 修繕を計画するものでございます。

私のほうからは以上です。

○社会教育課長(片岡国幹) 生涯学習部に係る実施計画について説明させていただきます。 6ページをご覧ください。名称を改めました「(仮称)教育福祉総合センター」 の整備に着手するほか、市立会館の空調設備等の改修や耐震事業を実施し、また 公民館活動で使用する陶芸釜の買いかえを行ってまいります。

7ページでございます。伝統的な文化芸術を後世に引き継ぐため、奈賀町屋台の屋台人形を復元するための補助を行います。なお、奈賀町屋台に関しては、昭和61年の文化財としての指定時点では、人形がすでに散逸しており指定外となっております。このためこの人形を指定文化財とは別に補助をするものでございま

す。市民会館公民館では、外壁・屋上防水の改修のほか、非常用自家発電装置の 手動用蓄電池の交換や、空調機の修繕を行います。

次に8ページでございます。現行のスポーツ振興計画が平成27年度までとなっていることから、平成28年度からのスポーツ推進計画を作成いたすほか、拝島公園プールの廃止に伴う小学校プールの一般開放を行います。

9ページでございます。文化的資産を将来に引き継ぐため、奈賀町屋台人形復元に伴い、指定文化財である屋台の修理に関し補助を行います。また、「昭島近代史調査報告書1・2」に引き続き、報告書の3を平成27年度、28年度には報告書の4を予定しております。

以上、簡略な説明で恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

- ○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。 小林委員、お願いします。
- ○委員(小林和子) 5ページの「土曜日等学習支援事業」についてお伺いしたいんですが、 これは時間的に何時間ぐらいということで今お考えがありますでしょうか。
- ○統括指導主事(稲富泰輝) 土曜日の補習について説明させていただきます。こちらについては、一番多くやって年間 17 日、1 回あたり 3 時間で 1 校あたり 2 名配置という形で予算を立てております。
- ○委員(小林和子) たぶん今、学校で道徳地区公開講座とか学校の行事もいろいろあるかと思いますので、また変わっていくかと思いますけど、こういうふうに子供たちの学習支援をできるようになったのはよかったなというふうに思います。できれば今後、いろいろ学校がそういう行事がない時には拡大していくような形で増えていけばいいなというふうには思います。ありがとうございます。
- ○委員長(紅林由紀子) これは、実際には該当する子供に声をかけるようなスタイルになるのか、こういうのもやるから来たい人は来てみたいになるのか、それは学校によって決定するという感じですか。
- ○統括指導主事(稲冨泰輝) こちらの土曜日等の補習については希望者を受け入れる形で 行います。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。 ほかにはいかがでしょうか。もう1点質問があるんですけれども、4ページの 「帰宅困難者用非常食確保事業」という部分ですが、これは全学校で帰れなくな った職員の方とか児童生徒用に何割程度のものを確保するという感じなんですか。
- ○庶務課長(栁 雅司) 東京都帰宅困難者条例の指導に基づき確保するもので、学校に勤 務する職員の3食分と、2割の児童生徒の2食分を確保するものでございます。

1年に1日分を購入し、3年間で3日分を確保する予定でございます。それから、 児童生徒については2割の2食分を3カ年かけて、26年度からの3カ年で確保す る予定でございます。

- ○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。ありがとうございます。都の条例によると ころなわけですね。その割合は。
- ○庶務課長(栁 雅司) 職員の分につきましては東京都の条例で定められているんですが、 児童生徒につきましては特に定められておりません。ただ、保護者が帰ってこな い場合など学校で預かることもありますので、この程度を確保するという形にな ると思います。
- ○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。こういったものもきっと賞味期限とかがあったりして、そうするとうまく、それこそ防災キャンプとかをやりながらうまく それを活用してくみたいなことも今後また考えていかれるわけですか。
- ○庶務課長(栁 雅司) 大体、4年から5年で、賞味期限が来ますので、その時にうまく 防災訓練などを行いまして、捨てることのないような形で有効に活用したいと考えています。
- ○委員長(紅林由紀子) ぜひお願いいたします。ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、27年度からの3カ年事業ということで、こういうことでございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で報告事項1を終わります。

それでは報告事項2「平成26年度『昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケート』の調査結果について」説明をお願いいたします。

○指導主事(須田健太郎) 報告事項2「平成26年度『昭島市立学校児童・生徒及び保護者 アンケート』の調査結果について」資料をもとにご説明いたします。

本調査は、毎年行っているもので、資料では平成24年度からの3カ年の調査結果を示しております。調査対象は、市内小学校第4学年から第6学年の児童及び保護者、中学校では全学年の生徒及び保護者を対象に実施いたしました。本日は時間の関係から一部のみ結果をご報告させていただきます。

最初に1ページの「確かな学力」、「学校の授業はわかりやすい」をご覧ください。児童の90.5%、生徒の83.2%が「授業はわかりやすい」と回答しており、平成25年度と比べて増加しております。

次に、2ページをご覧ください。「先生方は授業を工夫している」につきまして、 児童の88.2%生徒の85.1%が「先生方は授業を工夫していると思う」と回答して おります。特に中学校につきましては、肯定的な回答の割合が平成24年度から増 加傾向にございます。これらの結果は、先生方の日々の教材研究の成果の表れで あると考えられます。 続きまして、3ページをご覧ください。「家庭学習の習慣が身についていると思う」と回答している児童生徒の割合は、平成24年度から増加傾向にあります。この項目は、第2次昭島市教育振興基本計画に掲げる資料となっております。

7ページをご覧ください。「豊かな心」、「学校にはあなたの気持ちをよくわかってくれる先生がいる」につきまして、児童生徒ともに「そう思う」、「大体そう思う」と回答している割合が、平成24年度から増加傾向にございます。

8ページをご覧ください。「学校に相談できる先生がいる」につきましても、同じように肯定的な回答の割合が、平成24年度から増加傾向にございます。こちらの項目も第2次昭島市教育振興基本計画に掲げる指標となっております。

続きまして、13 ページをご覧ください。「輝く未来」、「先生方は将来の夢や目標について相談にのってくれる」と回答している児童は、昨年度から 0.8 ポイント増加しております。これらの結果は、先生方が児童生徒に寄り添い、日々丁寧な指導を行っている成果の表れであると考えられます。

次に、15 ページをご覧ください。「家族と自分の将来について考えることがある」と回答している生徒は、昨年度から 2.8 ポイント増加しております。この結果は、各学校でキャリア教育を充実させ丁寧な指導を行っている成果の一つであると考えられます。課題としましては、先ほども少し話題になりましたが、小学校段階より自分の将来に夢や目標を持たせる指導をより充実させて中学校につなげていくことが挙げられます。

今後取り組むべきこととして、ページが戻り恐縮ですが、6ページをご覧ください。「豊かな心」、「学校の授業で自分や友達のことを大切だと学ぶことがある」につきまして、「そう思う」、「大体そう思う」と回答した児童は昨年度から 1.0 ポイント増加し、生徒は 2.9 ポイント増加しております。今後も児童生徒の豊かな心の醸成を図るために人権教育の一層の充実に取り組んでまいります。

その他の項目につきましてはお時間のある時にご覧いただければ幸いです。 以上で報告を終わります。

○委員長(紅林由紀子) はい、どうもありがとうございました。

ただいまのアンケートの調査結果についての報告につきまして、何かご質問や ご意見などご感想でも結構ですので何かございましたらお願いいたします。

多くの項目で増加傾向が見られるということで、本当に先生方が日々きめ細かな指導に努力していただいているというような、その結果なんじゃないかなというふうに思い、大変ありがたく思います。

小林委員、お願いいたします。

○委員(小林和子) 今、委員長がおっしゃったようにどの項目もよい傾向が増えているということで大変喜ばしいことで、私たち学校参観に行っても先生方が一生懸命努力しているのが伺われて成果が表れているかなというふうに思います。このグラフを見まして子どもたちが大変肯定的に、「よい」とか「大体よい」とかが増えているんですが、保護者のほうが、増えてはいますけれども、保護者のほうがやはり子供たちよりは「よい」という項目のほうが少ないというのは、保護者への学校の説明とか訴えかけというのか学校の努力している姿がもっと理解していただ

けるような工夫というか努力というか、あるといいのかなと。子供たちが成長している姿をご覧になれば保護者のほうもそういうことを感じているとは思うんですが、もっともっと全体に肯定的なところがかなり多いですから、保護者もそういうふうに思っていらっしゃるんでしょうが、「よく理解していただける」、「そう思う」というところが子供たちほど多くないという、その辺がもうちょっと保護者に訴えかける方法があるといいなというふうに思います。

○委員長(紅林由紀子) そうですね、学力とか指導についての質問は結構難しいですよね。 私もアンケートに回答しますけれども、どうかなみたいな。学校公開で見ても、 小学校低学年ぐらいだとわかるんですけれども、だんだん学年が上がってくると 自分もよくわからなくなってきたりして難しいところがあると思うんですけれど も、より情報、学校公開というか、情報を出していただけると安心していただけ るということもあるんじゃないかなというふうに思います。

ほかには何かございますでしょうか。

私は、個人的に11ページの「学校生活の中で感動することがありますか」という部分で、生徒、中学生が昨年度から5.4ポイント増加したという、ここの部分が嬉しいなというふうに感じました。なかなか中学校生活の中で感動するというのは難しいところもあると思うんですけれども、それがこれだけ増えているということはどういう部分で感動したのかはわからないですけど、行事なのかなんなのかわからないですけれども、感動が学校生活の中にあることで張合いもあるし、いろいろ勉強とかいろいろな面で大きくプラスに働くんじゃないかと思いますので、こういった機会をいろいろ考えていただけたことに感謝申し上げますし、今後もこういった機会をいろいろ考えていただけたことに感謝申し上げますし、今後もこういった数字が増えていくように頑張っていただきたいなというふうに思いました。

ほかにはよろしいですか。

あと、意識調査じゃないんですけれども、21 ページの「習い事」という部分で、習い事が、小学校も中学校もスポーツの次が学習であるというのがちょっとびっくりしました。中学生になるとなかなか学校の授業が難しくなってきて補習塾に行ったりとかいうこともあるのかなと思ったんですけれども、小学校でも結構こんなに行っているんだなということにちょっと驚きました。今、学習といっても英語とかそういった部分もあるのでそういった数も含めてのことだと思うんですけれども、そういった意味で土曜補習ができるということは、そういうことを必要としているお子さんにとってはありがたいことなのかなというふうにも感じました。

以上が感想です。ほかには何かございますか。よろしいですか。それではまた 細かい部分はご覧いただきたいと思います。

それでは、以上で報告事項2を終わります。

報告事項3から7につきましては、資料配布のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いいたします。

報告事項(3)「昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について」

報告事項(4)「第3回昭島市自治会ブロック対抗スポーツ大会について」

報告事項(5)「子ども読書活動推進事業『オリジナル万華鏡をつくろう』の実施報

告について」

報告事項(6)「子ども読書活動推進事業『ものがたりライブ』の実施報告について」報告事項(7)「昭島市公民館主催事業について」でございます。

特にはよろしいですか。

それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、次回の教育委員会の日程についてお願いいたします。

○庶務課長(栁 雅司) 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、2月19日木曜日 午後2時30分から、場所は市役所301会議室で行います。

また、当日は午後1時より昭島市育英会役員会が市役所203会議室で行われますので、あわせて教育委員の皆様には出席をお願いいたします。

なお、本日でございますが、この後、傍聴人との懇談会をこの会場で予定して おります。準備の都合がございますので、懇談会は2時半からとさせていただき ます。宜しくお願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。

次回は、2月19日木曜日2時半からということで、その前に育英会もございま すのでよろしくお願いいたします。

それでは、この後は傍聴人の皆さんとの懇談ということでございます。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成 27年第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

以上

## 署名委員

- 1 番 委 員
- 2 番 委 員
- 調 整 担 当